神戸学院法学第44巻第1号(2014年9月)

〈資料〉

扶養料支払強制法

――カナダ・アルバータ州 2002年――

村 井 衡 平

第1条 解 釈 (1) 本法において

- (a) "債権者"とは、扶養命令のもとで、自分自身の利益または他人の利益のために、扶養料としての金銭を受領する権利を与えられた人を意味する。
- (b) "債務者"とは、扶養命令にもとで、扶養料としての金銭を支払 うよう要求された人を意味する。
- (c) "ディレクター"とは、第4条のもとで任命された扶養料支払強制のためのディレクターを意味する。
- (d) "扶養"とは、扶養料、扶助または扶助料を意味し、かつ、
 - (i) 毎年または他の方法で定期もしくは不定期に支払われる金銭であり
 - (ii) 合計額
 - (iii) 親の世話および子の出生に関する費用
 - (iv) 家庭内暴力防止法によって支払われる金額
 - (v) 扶養料の支払を担保するための財産上の負担または他の方法
- (vi) 扶養に関連して生じる利息, 法定費用または他の支出を含む。
- (e) "扶養命令"とは、アルバータの裁判の命令または仮命令、家庭 内暴力防止法のもとでの女王座裁判所保護命令または扶養料の支払 いを要求する規定をもつ扶養命令相互強制法を意味する。

- (2) "親子関係および扶養法"の第6条または"定収扶養回復法"の第27条のもとでなされた合意は、本法のもとでの扶養料とみなされる。
- (3) "児童福祉法"のもとでなされる扶養合意は、本法のもとでの扶養命令とみなされる。
- 第2条 扶養命令 (1) 扶養命令のうち、扶養料の支払いまたは支払 の保証に関する部分のみ、本法のもとで強制されることができる。
- (2) 扶養命令のもとで支払われる扶養料の未払金は
 - (a) 扶養命令がディレクターのもとにファイルされる以前か以後か, または
- (b) 本法の発効の以前か以後かいずれも本法のもとで強制されることができる。
- 第3条 国王を拘束する 本法はアルバータの権利として国王を拘束 する。
- 第4条 扶養強制のためのディレクター (1) 政府構成法の第16条のもとで、本法において責任を負うべく定められたミイニイスターは、本法の目的を達成するために、扶養料強制のディレクターとして誰れかを任命するものとする。
- (2) ディレクターは、本法のもとでなんらかの権限、義務または権能を、なんらかの目的のために誰れかに委託することができる。
- 第5条 ディレクターによる強制 (1) 第2項の規定に従い、ディレクターがそうすることが実行可能であると考えるとき、ディレクターはそれが適切であると考える方法でファイルされた扶養命令を強制するものとし、その目的のために、扶養命令のもとであたかもディレクターが債権者であるかのように、ディレクターの名前で手続を開始し、遂行することができる。
- (2) ディレクターは、扶養命令のもとで支払うべき扶養料の3年以上の未払額を強制することを拒否することができる。
- (3) 第2項のもとでの3年の期間は、ディレクターが扶養命令のもとで 52 (146)

扶養料の支払を強制する手続を開始する日より3年以前に開始する。

第6条 命令をファイルすること (1) 債務者がアルバータの裁判所でなされたか、または1987年1月1日以前に扶養料相互法強制命令のもとで登録された扶養料の支払いをしないとき、

- (a) 命令のもとでの債権者
- (b) 命令のもとで利益を得る資格があるか、すでに利益を得た債権者 に関して社会発展法のために責任を負うミイニイスター、または
- (c) "重大なハンディキャップのある人のために収入を確保する法律" のために責任を負うミイニイスター

は命令をディレクターにファイルすることができる。

- (2) 扶養命令は第1項のもとで
 - (a) 命令がなされ、仕事が始まり、または本法の施行前後に登録されるか、もしくは
- (b) 本法の施行前後に不履行が発生するとき ディレクターによってファイルされることができる。
- 第7条 1986年12月31日以降になされた命令 (1) 債権者が裁判所およびディレクターに、債権者は扶養料命令がディレクターによって強制されることを望まない旨をのべる書面による通知をファイルしない限り、アルバータの裁判所において1986年12月31日以降になされたすべての扶養命令は、
 - (a) 命令のなかに、命令のもとに負うべき金額は、命令がディレクター の事務所から取り消されない限り、ディレクターを通して債権者に なされるべき旨をのべ、かつ
 - (b) 命令を作成した裁判所事務官にファイルされたのち、ディレクター にファイルされるものとする。
- (2) 債権者が女王座裁判所およびディレクターに文書で、債権者は扶養命令がディレクターによって強制されることを望まないとファイルしない限り、アルバータ以外の裁判所によってなされたすべての扶養命令は、

1986年12月31日以降に、"扶養命令相互強制法"のもとで登録されたのち、女王座裁判所の事務官によってファイルされるものとする。

- (3) 1986年12月31日以降に制定または施行された第1項または第2項のもとで裁判所事務官によってファイルされていない扶養命令は
 - (a) 命令のもとでの債権者により
 - (b) 命令のもとで利益をうける資格があるか、またはすでに利益を得た債権者に関して、"社会発展法"のために責任を負うミイニイスターにより、または
 - (c) "重大なハンディキャップのある人々のために収入を保証する法律"について、この法律のもとで利益を得たか、または得る資格のある債権者に関して責任を負うミイニイスター

によって、いつでもファイルされることができる。

- (4) 第1項の規定は、"児童福祉法"のもとで制定された扶養命令には適用されない。
- 第8条 債務者は命令をファイルすることができる 第6条および第7条の規定にかかわらず、扶養命令のもとでの債務者は、命令をディレクターにファイルすることができる。
- 第9条 ファイルの取消 (1) 第10条(3)の規定によって強制されることを望まない旨の書面による通告をいつでもディレクターにファイルすることにより、ディレクターによってファイルされた命令を取り消すことができる。
- (1.1) 第10条(3)に従い、債務者は扶養命令がディレクターによって強制されることを望まない旨をのべる書面をいつでもディレクターにファイルすることにより、扶養命令を取り消すことができる。
- (2) 規則に従い、取り消された扶養命令はディレクターにファイルされる。
- 第10条 ディレクターによる通知 (1) ディレクターは扶養命令のファイルまたは取消を命令についてのすべての当事者に通知するものとする。

54 (148)

- (2) "社会発展法"または"重大なハンディキャップのある人々のために保証された収入に関する法律"について責任を負うミイニイスターは、場合に応じて、ディレクターに対し、アルバータの権利において、国王は"社会発展法"または"重大なハンディキャップを負う人々のための保証された収入法"による債権者の扶養請求権に代位する旨を通知することができる。
- (3) ディレクターが第2項のもとでの通知をうけたか、または"社会発展法"または"重大なハンディキャップのある人々のための保証された収入に関する法律"について責任を負うミイニイスターがディレクターに扶養命令をファイルしたとき、扶養命令は、"社会発展法"または"重大なハンディキャップのある人々のために収入を保証する法律"について責任を負うミイニイスターの同意なしに、第9条のもとで取り消されてはならない。
- (4) 本節のもとでも通知は、郵便でなされることができる。
- (5) 本法のもとでの手続の有効性は、合理的な努力ののち、第1項のもとでの当事者への通知が不可能であることによって影響をうけることはない。
- 第11条 ディレクターによる排他的な執行 (1) ディレクター以外の 誰れも、ディレクターによってファイルされた期間中、扶養命令を執行 する手続をとらないものとする。
- (2) 第1項に従い、本法のどの規定も、ディレクターまたは債権者が扶養命令を強制するため他の法律に従って手続をとることを禁止しない。 第12条 情報へのアクセス (1) 他の法律の規定にかかわらず、アルバータの権限での国王、"財政管理法"およびアルバータの権限での国王の制定法の代理人は、本法のもとにおける扶養命令を強制する目的のため、債務者の社会保険番号および住居の電話番号、債務者の住所または居住地およびアルバータの権限での国王の占有または支配している記録の中に示されている債務者の雇主の姓名および住所をディレクターに

提供するものとする。

- (2) ディレクターは、ディレクターの記録の中にある債務者の住所および定住地に関する情報を"扶養命令相互強制法"のもとで相互関係にある州の類似の立場にある人に提供するものとする。
- (3) 本法のもとでディレクターによって受取られた情報は、扶養命令を強制する目的および他の内密な目的にのみ使用されることができる。
- (4) 第3項の規定にかかわらず、ディレクターは、本法の下で受理した情報を"オンブズマン法"のもとでなされる調査の目的のために提供しなければならない。

第13条 ディレクターへの情報の用意 (1) 本条において"事業組織体"とは

- (a) 銀行, 信用組合, ローン会社, 信託会社または財務支店
- (b) 債務法の雇主または前雇主および
- (c) 被債者の組織
 - (i) その目的の1つとして使用者と被用者の間の関係を規制すること。そして
- (ii) これらの被用者の雇用を容易にする目的で機能する ものを意味する。
- (2) ディレクターの要請により、さらに本法の下での扶養命令を強制する目的で、事業組織体は、もし情報をもっておれば、下記の事項をディレクターに提供するものとする。
 - (a) 債務者の社会保険番号,居所の宛名,電話番号および雇主の電話 番号
 - (b) 債務者の雇主の姓名,住所および債務者の電話番号
 - (c) 債務者に関するなんらかの財政上の情報
- (3) ディレクターの意見によれば、事業組織体以外の人が債権者の居住地、雇用または財政上の事情について情報をもっているとき、ディレクターは女王座裁判所に対し、独創的な通告により、またはその人が命令

- の中で特定された情報をディレクターに提供すべく指示する命令を請求 することができる。
- (4) 第3項のもとでの請求は、一方的に、または裁判所が事情のもとで適切と考える通告にもとづいてなされることができる。
- 第14条 債務者の定住地 規則に従い、ディレクターは債務者の定住 地に関する情報を広告するのに適切と考える方法を使用し、または定住 地を決定するために他の方法で調査することができる。
- 第15条 用意された情報 (1) 第12条(3)の規定にかかわらず、債務者がディレクターによってファイルされた扶養命令の下で扶養料の支払いを遅れるとき、ディレクターは規則に従い、ある人に関する信用度を提供する人または団体に関する情報を提供することができる。
- (2) 第12条(3)の規定にかかわらず、ディレクターは本法のもとで規則に従って受理した情報を債務者の財政状態に利害関係をもつ誰れか、さらに規則によって特定された誰れか他の人に提供することができる。
- 第16条 強制すること (1) ディレクターまたは債権者は、他の方法 で裁判所にファイルされている扶養命令を女王座裁判所にファイルする ことができ、ファイルされることにより、扶養料に関する扶養命令の部 分は、女王座裁判所の判決とみなされるものとする。
- (2) 扶養命令が第1項のもとで地方裁判所にファイルされるとき、女王 座裁判所は、ときとして、支払時期を変更したり、金額を増減したり、または1時的な支払金額の全体または1部分を延期したり、女王座裁判 所が適切と判断するとき、命令の全部または1部分を復活させることができる。
- 第17条 継続的な差押え (1) 債務者がディレクターにファイルされた扶養料命令のもとで要求される扶養料の支払いを怠ったとき、ディレクターは継続的な差押え通知を発することができる。
- (2) ディレクターが継続的な差押の通知を発送した日から30日以内に、ディレクターは該通知を女王座裁判所にファイルするものとする。

- (3) 第2項の規定にかかわらず、女王座裁判所に継続的な差押の通知をファイルしないことは、該通知の法律上の効果に影響を及ぼさない。
- (4) 他の法律の規定にかかわらず、継続的な支払いを要求されている人への継続的な差押の通知の規則に従った送達は、規則に従い、かつ、さらなる送達を用いることなく、
 - (a) 支払を要求した人による債務者への送達の日に未払であるか,支 払うべきすべての金銭
 - (b) 支払を要求した人による債務者への送達の日以降, ときおり, 未 払であるか, 支払うべき賃金または給料を含むすべての金銭
- (c) 第5項により、債務者が共同で負担すべきものとされる金銭 を拘束する。
- (5) ある人が継続的な差押通知のもとで、債務者および他の1人以上の人に対して金銭債務の支払を請求するとき、本法の目的のために、金銭は連帯して債務を負っている人に平等な割合で分割され、かつ、債務者は金銭の無条件、かつ、金銭の1部分の単独所有者である。
- (6) ディレクター、債務者および債務者に対して連帯して金銭債務を負う人は、規則に従い、女王座裁判所に
 - (a) 債務者は金銭の少ない部分または大部分について権利を有している旨の命令、および
- (b) 適切な救済 を請求することができる。
- (7) 第6項のもとでの申立の通知は
 - (a) 申立人が債務者であるか、債務者に対する連帯債務者であるとき は、債権者およびディレクターに対し、または
- (b) 申立人がディレクターであるときは、金銭の連帯債務者全員に 送達されなければならない。
- (8) 継続的な差押の通知は、さらなる送達を必要とすることなく、
 - (a) 継続的な差押の通知に示された目付または

58 (152)

- (b) 継続的な差押を終了する旨の通知が規則に従ってディレクターに よってなされ、または
- (c) 女王座裁判所が別の命令をなすときまで、いぜんとして有効である。
- (9) 継続的な差押の通知のもとで支払を請求された人は、通知に従ってディレクターに支払うことができるようになったときに、金銭を支払うものとする。
- (II) ある人が送達をうけた継続的な差押の通知に従ってディレクターに した支払は、支払の限度において債務者に対する同上の義務を免除する。
- (II) ある人が送達をうけた継続的な差支の通知に従った支払をしないか、 または規則に従った継続的な差押に対する返答をしないとき、
 - (a) 女王座裁判所は、不払金額の同人による支払を命じることができる。
 - (b) (a)項のもとでの裁判所の命令は、裁判所の命令が強制されるなんらかの方法で強制されることができる。
 - (c) 裁判所は命令の費用を審査し、かつ、同人に支払を強制するものとする。

第18条 他の管轄区域によって発行された継続的な差押令状

- (1) 規則に従い
 - (a) ディレクターにファイルされるとき.
 - (i) ディレクターの意見によれば、本法のもとで扶養命令の性格に 似た命令または書面であり、人は本法のもとで扶助料の性質に似 た支払をすべく要求され、かつ
 - (ii) ディレクターの意見によれば、書面は本法のもとで、その人の 財産または資産に関する継続的な差押の通知の性質に似ている。
 - (b) ディレクターの意見によれば、(a)(i)項および(a)(ii)項に引用された 命令または他の書面は、アルバータ以外の管轄区域における所管官 庁によって作成され、与えられ、または他の方法で発行されており、

かつ

- (c) 債務者はアルバータにいないが、アルバータにある財産または資産を所有し、または、所有するつもりである。
- ディレクターは(a)(ii)に引用された書面を財産またはこれらの資金を差押 える目的で送達することができる。
- (2) 第1項のもとで送達される書面は、継続的な差押の通知と同様の方法で送達される。
- (3) 本法の目的のために,第1項(a)(ii)に引用された書面が送達されたとき、本法のもとでの継続的な差押の通知と同様の方法で処理される。
- 第19条 支払命令 (1) 債務者が労働に従事している使用主または他の人から棒給,賃金または他の報酬を受領するか,受領する権利があるとき,女王座裁判所は債務者の申立により,命令のなかで特定された棒給,賃金または他の報酬を特定の場所で裁判所事務官に支払うよう命じることができる。
- (2) 第1項になされた命令の中で特定された棒給,賃金または他の報酬は,扶養命令のもとで支払われる扶養料の未払額の減少に適用される金額を含めることができる。
- (3) 第1項のもとでなされる命令は債務者および雇主または他の人々を指揮し、かつ、女王座裁判所が定めるか、または裁判所が別の命令をするまで引続いて明示されるものとする。
- (4) 第1項のもとでなされる命令は、使用主または他の人に送達され、かつ、送達されたとき、給料、賃金または命令で特定された報酬の部分を拘束する。
- (5) 第1項に定められる命令の送達により、雇主または他の人は
 - (a) 直ちに債務者に通知し、かつ
 - (b) 給料,賃金または命令によって特定された他の報酬を命令に従って女王座裁判所事務官に支払うものとする。
- (6) 雇主または他の人により, 第1項に定められた命令に従って女王座 60 (154)

裁判所の事務官になされた支払は、雇主または他の人の支払の限度において、債務者に対する雇主または他の人の義務を免除する。

- (7) 雇主または他の人が第1項に定められた命令に従って支払わないか、 または命令に応じないとき、
 - (a) 女王座裁判所は、当該雇主または他の人に不払額を支払うよう命じることができる。
 - (b) (a)項のもとでなされた裁判所の命令は、裁判所の命令が強制されると同じ方法で強制されることができる。
 - (c) 裁判所は命令およびその強制の費用を雇主または他の人に負わせることができる。
- 第20条 優先権 (1) 他の法律の規定にかかわらず、扶養命令は、ディレクターにファイルされたかどうかを問わず、他の扶養命令以外の債務者の保証のない債務に優先する。
- (2) 他の法律の規定にかかわらず、継続的な差押の通知は、そのもとで支払を請求される人に送達された日より、他の扶養命令を含めて、債務者の保証のない債務に関する他の執行手続に優先する。
- (3) 扶養命令に関してディレクターに支払われた金銭は、他のいかなる 法律によっても差し押えされない。
- 第21条 扶養命令をファイルすること (1) ディレクターまたは債権 者は扶養命令を個人財産登録簿に登録することができる。
- (2) 扶養命令が第1項のもとで登録されるとき、命令は時おりの延滞金について命じられた支払金額のための強制令状とみなされる。
- (3) 他の法律の規定にかかわらず、本条のもとで登録された扶養命令は他の強制令状に優先する。
- 第22条 自動車の登録官への通知 (1) 本条および第45条において, "登録官"とは,"自動車管理法"に定義されている登録官を意味する。
- (2) 債権者がディレクターにファイルされた扶養命令のもとで要求される扶養料の支払を怠るときは、ディレクターは規則に従い、登録官に通

知し, "自動車管理法"の第57条 2 (2)に従った機能やサービスの提供を 拒否するか, 他の方法で制約することができる。

(3) 債務者が

- (a) ディレクターによってファイルされた扶養命令のもとで要求された扶養料の支払を怠り、かつ、
- (b) 支払の1部または全部の不履行が60日以上継続したとき, ディレクターは,規則に従い,登録官に通知し,通知の中で要求され, 債務者に発行されたオペレーターの資格を取り消すことができる。
- (4) 支払命令のもとでの支払が履行されず、それについて第2項のもとで通知がなされた場合でも、債務者がディレクターを満足させる扶養料の支払の準備をするとき、ディレクターは登録官が債務者に対し、2年以内の期間、有効である証明書を発行することを許可し、かつ、登録官が"自動車管理法"の第17条3(2)に引用された機能、サービイス、発行、更新、登録または他の取引関係を遂行することを許可するものとする。
- (5) 第3項のもとで通知がなされた支払命令のもとで支払がなされないとき、債務者がディレクターの満足する扶養料の支払をする準備をしておれば、ディレクターは登録官に対し、債務者が支払をするについて、ディレクターによって課せられる条件および期限に従うべき許可書を発行することを許可することを許可するものとする。
- (6) ディレクターは、登録官に対し、第2項または第3項のもとでなされる扶養命令のもとでの支払は決して不履行ではない旨を通知するものとする。
- (7) 本条の規定にもかかわらず、債務者がディレクターにファイルされた扶養命令の対象になっているとき、ディレクターは規則に従い、その事実を登録官に通知し、かつ、登録官は債務者のオペレーターの取下書を、事情のもとでディレクターが適切と考える条件および期限に従って作成することができる。
- (8) ディレクターは、登録官にファイルされた扶養命令が本法の下で取 62 (156)

り消されたとき、登録官に通知するものとする。

第23条 命令の登録 (1) 扶養命令は土地権原事務所に登記され、かつ、登記は命令が有効に存続する限り、

- (a) 扶養命令のとき,またはその後に債務者の名義で登記された土地 についての債務者の法律上および衡平法上の利益を拘束し、かつ、
- (b) これらの権利について、債権者によって債務者の土地になされた 負担の登記と同様の方法および効果がある。
- (2) "土地権限法"のもとで登録官は、本条のもとで登記された扶養命令を、免責または延期について利益を有する人によって署名された場合にのみ、免責または延期する。
- (3) 第2項および"土地権限法"の規定にかかわらず、扶養命令の登録またはその後に、ディレクターが"土地権限法"のもとで定められた型式により、扶養命令がディレクターにファイルされるとき、登録官は、本条のもとで登記された扶養命令がディレクターによって免除または延期の署名がされる場合にのみ、扶養命令を免除し、または延期の登録をするものとする。
- (4) 第1項のもとで、自己の所有地に扶養命令が登録された人は、女王 座裁判所に"土地権原法"のもとで登録官に扶養命令の登記の取消を請 求することができる。
- (5) 女王座裁判所は登録官に対し、"土地権原法"のもとで、裁判所が適切と考える条件および期限により、債務者の全部または1部の財産権および利益に対する扶養命令の第1項のもとでの登記を取り消すよう命じることができる。
- 第24条 ディレクターによって請求される財政の陳述 (1) 債務者が ディレクターによってファイルされた扶養命令のもとで要求される支払 を怠るとき, ディレクターは定められた型式による未払額の陳述と共に 債務者に送達された通知により, 財政状況の陳述をディレクターにファイルするよう請求することができる。

- (2) 第1項で要求される財政状況の陳述は、規則によって定められた型式により、かつ、第1項のもとでの通知と共に、15日以内に債務者によりディレクターにファイルされるものとする。
- (3) ディレクターは、財政の陳述が債務者によってディレクターにファイルされるよう請求する期間を延長することができる。
- 第25条 裁判所によって要求される財政の陳述 (1) 債務者がディレクターにファイルされていない扶養命令のもとで要求される支払をしないとき、債権者は未払額の陳述を定められた型式で女王座裁判所の書記官にファイルし、かつ、未払額の陳述と共に債務者に送付された通知により、債務者に財政状況の陳述を裁判所にファイルするよう要求する。
- (2) 第1項に要求された財政状況の陳述は、規則によって定められた型式により、かつ、第1項のもとで債務者が通知を送達されたのち15日以内に、女王座裁判所に債務者によってファイルされるものとする。
- (3) 債務者は債権者に女王座裁判所にファイルされた財政状況の陳述のコピーを送付するものとする。
- (4) 女王座裁判所は、財政状況の陳述が債務者によって裁判所に提出されることが要求する期間を延長することができる。

第26条 犯 罪 債務者が

- (a) 本法に従って財政に関する陳述書をファイルしないとき、または

有罪であり、かつ、2,000ドルを越えない罰金または3カ月を越えない期間の拘禁または両者について責任を負わされる。

- 第27条 呼出状 (1) 債務者が扶養命令のもとで扶養料の支払を怠る場合,ディレクターは扶養命令がディレクターにファイルされているときは,ディレクター,さもなければ債権者が女王座裁判所の書記官から不履行審理に出席すべき呼出状を発行することができる。
- (2) 呼出状は債務者に対して,女王座裁判所の面前に,呼出状に定めら 64 (158)

れた日時および場所に出頭し,

- (a) 裁判所に扶養命令が強制されるべきでない理由を表示し、
- (b) 宣誓のうえ、債務者は財政状況について、
 - (i) 債務者が扶養命令に応じるための資産または能力をもっている こと
 - (ii) 手続が開始され、扶養命令がなされた日以来、債務者がなんらかの財産を処分したこと
 - (iii) 債務者の責任とされる債務または債務者による債務、および
 - (iv) 債務者の資産,収入および財政上の一般的な義務

について審査をうけ、さらに

- (c) なぜ債務者は扶養命令のもとで扶養料の支払いを故意に怠ったという理由で刑務所に収容されるべきでないのか、その理由が明示される。
- (3) 呼出状は債務者に個人的に,女王座裁判所が別の方法を示すときは別として,債務者に個人的に送達されるものとする。

第28条 欠席審理 (1) 欠席審理において、裁判所は

- (a) 債務者の収入
- (b) 債務者の資産および扶養命令に応じる能力
- (c) 扶養命令がなされて以来, 債務者がした財産の処分
- (d) 債務者のため、または債務者によるすべての債務
- (e) 債務者が扶養命令のもとで支払いを不履行した事情
- (f) 裁判所が関連があると考える何か他の事情

およびその目的のために、宣誓のうえ、債権者、債務者および彼等のいずれかの利益のために示された証人を尋問することができる。

- (2) 欠席裁判において、反対の事実が示されない限り
 - (a) 債務者は負っている延滞金を支払い、かつ、扶養命令のもとで爾 後の支払をする能力があるものと推定される。ただし、支払命令が 合意によるものであるか、または扶養命令を変更すべき申立が開始

されたが結論が出ておらず、かつ、

(b) ディレクターによって準備され、かつ、送金された延滞金の陳述 は正確であると推定される。

第29条 申立の保証 (1) 債務者が

- (a) 第29条のもとでの呼出状の送達をうけたか、または
- (b) 第2項の規定に従って出頭すべき義務を負いながら、

定められた時間および場所に出頭せず、かつ、債務者の不出頭についていかなる正当な理由も申し出ないとき、女王座裁判所は、債務者を裁判所の面前に連れてくるため、債務者を拘束する令状を発行することができる。

- (2) 債務者が命令にもとづいて裁判所の面前に連れてこられたとき,裁判所は債務者を債務不履行の審理に出頭するよう,拘束することができ,かつ
 - (a) 保証が提供されるか、または製作され、かつ、誓約が加わることを要求し、
 - (b) 債務者が不履行審理に出頭することを保証するのに充分な金額が 裁判所に寄託されることを要求するか、または
 - (c) 不履行審理まで債務者を拘置所に拘置する。

第30条 裁判所の命令 (1) 女王座裁判所は扶養命令の下で支払うべき残額が何もないこと、または債務者は病気、失業または他の有効な理由により、残金額の支払いまたは扶養命令のもとで要求される充分な支払いができない場合は別として、下記の1つ以上をすることができる。

- (a) 債務者に対し、裁判所の命じるように債務の残額を完全に支払うよう請求する。
- (b) 債務者に対し、特定された日に債務の残額を完全に支払うよう請求する。
- (c) 債務者に対し、債務者が支払可能な範囲において、扶養料命令に 応じるよう請求するが、しかし本節の下での命令は扶養命令のもと

で支払われる残額の発生に影響を及ぼさない。

- (d) 債務者に対し、裁判所が残金額およびその後の支払を命じるよう に、借金または賃金の譲渡を含む型式で保証を要求する。
- (e) 債務者に対し、ディレクターまたは他の特定された人に、住所または雇傭の変更が生じた時は、発生と同時に裁判所に通知することを要求する。
- (f) 債務者に対し、ディレクターは債務者の財政的な事態に関する情報を提供することを要求する。
- (g) 債務者に対し、直ちにディレクターに、法人または他の誰かによって法律上所有されるか、他の方法で保有される財産または基金に関する情報を直ちに提供し、かつ
 - (i) 債務者または債務者の利益のために他の人が,法律上で財産を 所有しているか,または他の方法で財産またはファンドを所有し ている人のそれと同じか,よく似た方法で利用するか,取引する 立場にある人、または
 - (ii) 債務者または債務者の利益のために他の人が,法人または他の人の
 - (A) 債務者または債務者の利益のために他の人によって指示される利用または取引、もしくは
 - (B) 債務者または債務者の利益のために、法律上それを所有しているか、または他の方法で財産またはファンドを保有している人のそれに良く似た方法で利用したり、取引することを許可する。
- (h) 法律上で所有されているか、または他の方法で法人または他の人によって保有される財産またはファンドに関して、裁判所が債務者または債務者の利益のために、その法人または第31条(1)の意味において、その法人または他の人の上に権限を行使しているか、行使していたとき、法人または他の人に対して、ディレクターにその財産

またはこれらのファンドと会社の関係または債務者と他の人との関係についてのなんらかの情報を要求する。

- (i) 債務者が残金額をすみやかに支払わないとき,90日以内の継続的または断続的な投獄とされる。
- (ii) 債務者が本項のもとでのなんらかの支払命令に従わないとき, 継続的または断続的に90日以内投獄とされる。
- (2) 女王座裁判所は、債務者の事情に重大な変更があれば、第1項のもとでの命令を変更するであろう。
- (3) 第1項(d)のもとでの安全のための命令または裁判所のその後の命令は、売却、差押または裁判所の命じる方法による保障の実現を定めている。
- (4) 第1項(i)または(ii)のもとで、債務者の拘禁は、扶養料命令のもとでの残額の支払いを免除しない。
- (5) 債務者が扶養料命令にもとづいてサービスしている証拠は、欠席審理のために必要ではない。
- (6) 債務者が第1項のもとでなされた命令のもとで支払をしないとき、 扶養料命令のもとでの支払の不履行とみなされる。
- 第31条 他の資産 (1) 本条および第30条(1)(b)において、債務者または債務者の利益のために他の人の上に権威を行使する人または他の人は、法人または他の人によって法律上で所有され、または他の方法で法人または他の人によって支持される
 - (a) 債務者または債務者の利益のために他の人が使用しているか、または他の方法でその財産を取引するか、または該財産を他の方法で利用したり、これらのファンドを法律上で所有しているか、または他の方法で財産またはファンドを保有している人、または
 - (b) 債務者または債務者の利益のために他の人が法人または他の人に 影響を及ぼす
 - (i) その財産またはこれらのファンドを債務者または債務者の利益

のために他の人によって指示されたように利用したり,取引の対象にしたり,または

(ii) 債務者または債務者の利益のために他の人が、その財産または これらのファンドを利用したり、または他の方法で取引の対象と することを許可する。

(2) \$ L

- (a) 債務者がディレクターにファウルされた扶養命令のもとで要求される扶養料の支払を怠り、かつ
- (b) ディレクターの意見によれば、合法的に法人または他の人によって所持される財産またはファンドに関して、債務者または債務者の利益のため他の人が法人または人の上に権威を行使しているとき、ディレクターは女王座裁判所に、財産またはファンドは、差押および売却、または継続的な差押をうけ、場合に応じて、扶養命令のもとで支払うべき扶養料の未払分の支払いに当てられる。
- (3) 第2項のもとでの適用は、多分、創造的な通知または現存する訴訟のなかでの申立の通知によってなされることができる。
- (4) 第2項のもとでなされた申立は,
 - (a) 申立に関する書面の送達ができないか、または他の方法で妨害されたとき、
 - (b) ディレクターの意見によれば、裁判所が申立を聞く機会をもつ前にそれに関する申立がなされている財産またはファンドは、多分、使い果たされているか、または他の方法で移動されるか、債権者の偏見のもとに取引されたとき
 - (c) (a)項または(b)項に引用された以外の理由により、裁判所が事情の もとで適切と考えたことにより、
- 一方的になされることができる。
- (5) 一方的になされた申立に対して裁判所が命令を与えるとき、裁判所は命令が与えられた事項を再調査する審理を誘導する目的で、命令の中

に日付を加えるものとする。

- (6) 申立の審理において、裁判所が
 - (a) 債務者は、ディレクターにファイルされた扶養命令のもとで要求 される扶養料の支払いを履行せず、かつ、
 - (b) 法人または他の人によって法律上所有されているか、または他の 方法で保有されている財産またはファンドに関して、債務者または 債務者の利益のために他の人が、法人または他の人の上に権限を行 使しているか、行使してきたとき、

裁判所は第7項のもとで命令をすることができる。

- (7) 第6項が適用されるとき、裁判所は、下記の1つ以上の命令をすることができる。
 - (a) 扶養命令のもとで支配されるべき扶養料の残額を支払う目的で, これらの財産の特定の処分またはこれらのファンドは,差押えまた は売却の対象とするか,または事情に応じて継続的な差押の対象と なる。
 - (b) 裁判所が事情のもとで適切と考える何か他の指示をすること
 - (c) 費用を裁定する。
- 第32条 延 期 (1) 本稿のもとで、ディレクターまたは債務者によって継続的な差押の手続がとられるとき、債務者は女王座裁判所への申立の通知により、第5項および第6項のもとで定められた期間を越えないで、裁判所が命令の中で適切と考える条件のもとで、これらの手段を延期することができる。
- (2) 本条のもとで、継続的な差押手続を与える命令は、裁判所が債務者は扶養命令の下で要求される支払をすることができないと満足したときにのみなされることができる。
- (3) 第1項の規定にかかわらず、本条のもとでなされた命令は
 - (a) 連邦との関係で運営される扶養料の支払に関するなんらかの強制 的な手続

70 (164)

- (b) 土地権限法のもとでディレクターによってなされた登録もしくは ファイル
- (c) 第22条のもとでなされるなんらかの手続または訴訟 を延期したり、影響を及ぼすことはない。
- (4) 他のいかなる立法または他の方法のもとでも、第3項に引用された 手法、事項または訴訟を延期する効力のある命令を裁判所によって与え られることない。
- (5) 継続的な差押命令を延期する第1項のもとでの申立に従ってなされる命令は、裁判所によってなされた日または命令より3カ月の経過によって終了する。
- (6) 第5項の規定にかかわらず、第5項に参照した3カ月またはそれより短い期間に、債務者がアルバータの裁判所に第2項に参照した扶養命令の変更を請求するとき、女王座裁判所は、継続的な差押手続に関する命令を延期する命令を、6カ月を越えない1度のみ行うことができる。
- (7) 第5項および第6項の規定に従い,第1項に触れた継続的な差押命令をするに当り,女王座裁判所は命令の中に,手続の延長が有効である期間または事情をのべるものとする。
- (8) 本条のもとで命令がなされるとき、女王座裁判所は手続に関して、いくらかの金銭が裁判所またはディレクターに支払われることを命じ、かつ、事情に応じて、裁判所もしくはディレクターがいぜんとして占有し、または裁判所もしくはディレクターの支配のもとにある金銭は、場合に応じて、債権者に支払われるであろう。
- (9) 第1項または第6項のもとでなされた申立の通知は、申立人によってディレクターに送達されなければならない。

第34条 禁止命令 女王座裁判所は、扶養命令の強制を妨碍または打破する財産の処分または消耗を制止する命令をすることができる。

第35条 失踪債務者の逮捕 (1) ディレクターまたは債権者が合理的, かつ、蓋然的な理由により、債務者は

- (a) 扶養命令のもとで要求される支払を履行しなかったか、または
- (b) 第30条のもとでなされた命令に違反し、扶養命令の義務者に対する執行を逃れ、または妨げるためにアルバータを去ろうとしているとき、女王座裁判所は、債務者を裁判所判事の面前に連れてくるため、逮捕令状を発行することができる。
- (2) 債務者が令状にもとづいて裁判官の面前に連れてこられるとき,裁判官は債務者の釈放を命じ,かつ,債務者に対し,裁判官の満足のいく型式により,扶養命令または第30条のもとでなされる命令による爾後の支払を請求することができる。
- 第36条 支払の申立 (1) 扶養命令の規定にもかかわらず、扶養命令がディレクターにファイルされるとき、扶養命令のもとでの債務者は、債権者になされるべく要求されるすべての支払をディレクターにすべて命じられる。
- (2) 扶養命令のもとでディレクターに支払われる金銭は
 - (a) 最初に当面の定期的な支払いに
 - (b) つぎに未払金. および
 - (c) 最後に他に支払われるべき未払の金額に充当される。
- (3) ディレクターは債権者に対し、扶養命令のもとでディレクターが受理したすべての金銭を債権者に支払うものとする。
- (4) 同じ債務者に関する2つ以上の扶養命令がディレクターにファイルされるとき、ディレクターは、扶養命令のもとでのすべての債権者のうち、どれか1つの扶養命令に関して受領した金銭を割り当てることができる。
- (5) 第3項および第4項の規定は、
 - (a) 課税された費用および扶養命令の履行に関してディレクターによって受理された支出,または
 - (b) "社会発展法"のもとで財産を得た人が債権者に関する扶養命令のもとで受領した金銭

には適用されない。

第37条 未成年者の能力 未成年者は訴訟のための後見人または近親者がいなくとも、ディレクターに扶養命令をファイルし、手続を開始し、 扶養命令の強制のための手続を完成させることができる。

第38条 制 約 1994年7月1日以降,人は扶養命令のもとで支払われるべき扶養料の未払分の債務者による支払を強制することができる。 しかし,1984年7月1日以前に発生した未払金および出訴期限法によって影響されない訴えを提起する権利は、この限りでない。

第39条 変 更 (1) 扶養命令の変更が裁判所に申し立てられるとき, 裁判所の書記官は申立をディレクターに通知するものとする。

(2) 扶養命令を変更する裁判所書記官は、扶養命令を変更する裁判所の命令をディレクターにファイルするものとする。

第40条 使用者 (1) 使用者は誰れでも、被用者に対して、そうする理由がいづれにしても第3債務者のサービイス、使用者への呼出状または継続的な逮捕状の通知に関連しているとき、被用者に対して解雇、停職、1時解雇、処罰、訓戒をしないものとする。

- (2) 特定の被用者が第1項に違反していると主張する被用者の申立により,女王座裁判所は,申立が真実であると認定するとき,被用者の利益に,名誉の回復と損害賠償を付与する命令を含め,適切と判断する命令をすることができる。
- (3) 申立が第2項のもとでなされる場合に,使用者が被用者を解雇,1時解雇,処罰または差別待遇するとき,第3債務者が被用者に対してする呼出状または継続的な逮捕の通知は使用者に送達され,一方,第3債務者の呼出状または継続的な逮捕の通知は有効であるか,または6カ月後に効力を失うが,申し開きをすることが要求され,かつ,被用者が理由を呈示しないとき,訴訟は第1項に違反するものとみとめられる。
- (4) 第2項のもとでなされた命令にもかかわらず、さらに加えて、第1項に違反する人は犯罪を犯しており、5,000ドルを越えない罰金につい

て有罪であり、かつ、不払いの場合は6カ月以上の期間の拘禁に処せられる。

第41条 所得税法(カナダ)の目的のため、書面による合意または扶養 命令のもとでの扶養料に関する定期的な支払いを要求されている人を含 む。

第42条 強制できない規定 合意または扶養命令の中の規定で、それによって債権者が合意したり、または債権者に

- (a) 本法のもとでディレクターにファイルされた扶養命令を取り消す よう要求したり、または
- (b) 債権者はディレクターによって強制される扶養命令を得ることも 希望しない旨をのべる通知を女王座裁判所またはディレクターにファ イルするとき

強制されることはない。

第43条 強制のための費用 (1) ディレクターの意見によれば、債務者がディレクターによってファイルされた扶養命令のもとで要求される扶養料の支払において、常習的に不払いであると分類されるとき、ディレクターは、規則に従い、扶養命令の強制のため、債務者に対し、ディレクターによって特定される金額をディレクターに支払うよう請求することができる。

(2) 第1項のもとで債務者がディレクターに支払うよう要求される金額は、本法のもとで扶養料が強制されるのと同じ方法によって徴収される。 第44条 代用サービイス 扶養料の支払に関する手続において、裁判所が命令し、その命令のもとで、ディレクターのサービイスによって手続きの一方当事者に送達されるとき、ディレクターは規則に従い、書面をなんらかの事情のもとで適法と考える方法で送達するものとする。

第45条 審議会における副知事は

- (a) 扶養命令をディレクターにファイルまたは再ファイルすること
- (b) 継続的な差押

74 (168)

- (c) 第22条のもとでのディレクターによる登録官への通知に関して
- (d) 第22条のもとでのディレクターがいかにしてディレクターの権限 および職務を遂行するか管理する
- (e) 本法のもとでも手続で利用される形式および手続に関して
- (f) 債務者の借金(債務)のレートに関する情報について
- (h) 第14条のもとでの情報の広告および引き出しについて
- (i) 第15条のもとでの情報の蓄積について
- (j) 第43条のもとでの遂行の費用について
- (k) 第44条のもとでのディレクターによる書面のサービイスについて
- (1) 扶養料の不払いが慢性的であるとして、債務者を分類し、これらの債務者に扶養命令の強制の費用を支払うよう請求することについて
- (m) 他の管轄地域より生じた命令および書面のファイルおよび処理に ついて
- (n) ディレクターによるサービイスのための費用の請求について
- (o) 記録がディレクターによって保存されるための費用について
- (P) この法律または規則の下での書面のサービイスについて 規則を制定することができる。